

ドメイン取得代行および管理代行サービスに関する契約約款

第1条 目的について

本約款は、株式会社システムズデザインワークス（以下「システムズデザインワークス」）が提供するドメイン取得代行および管理代行サービスに関する契約（以下「本サービス」という）の利用を目的とする契約（以下「利用契約」という）の内容等について定める。

第2条 本サービスの利用について

- 1.本約款において利用者とは、本約款に同意して、所定の手続に従い利用契約を申込み、システムズデザインワークスはその申込みを承諾した者をいう。実際のドメイン登録者（以下「登録者」という）だけでなく、利用契約申込みの代行者（以下「代行者」という）も含む。
- 2.登録者が所有するドメインは、各ドメイン登録機関がそれぞれ割り当てるものであり、登録者はドメインの利用について各ドメイン登録機関が定める規定等に従わなければならない。

第3条 ドメイン取得代行サービスについて

- 1.ドメイン取得代行サービスとは、利用者の申し出に応じて、システムズデザインワークスがインターネットにおけるドメインの登録を代行するサービスのことである。
- 2.ドメイン取得代行サービスで取得可能なドメインは別表の通りとする。
- 3.システムズデザインワークスは、ドメイン取得が完了した場合、登録者宛てにドメイン取得完了通知をシステムズデザインワークスの定める方法で送る。
- 4.システムズデザインワークスはドメイン取得代行サービスの完了後、引き続き第6条に規定するドメイン管理代行サービスを提供する。

第4条 ドメインの所有権について

前条に基づき取得したドメインの所有権はドメイン登録者に帰属する。

第5条 利用契約申込み代行者を通じた登録について

- 1.登録者は、代行者を通じてドメインを登録する場合においても、本人として本約款に基づく一切の責任を負うことに同意するものとする。
- 2.代行者は、登録者を代行して登録者のドメイン登録するために本サービスを利用する場合には、登録者に本規約の内容を通知し承諾させたものとみなす。

第6条 ドメイン管理代行サービスについて

- 1.ドメイン管理代行サービスとは、既に取得されたドメインを継続的に利用するために必要となる管理・手続きをシステムズデザインワークスが代行するサービスのことである。

2.ドメイン管理代行サービスにおいてシステムズデザインワークスが管理代行を行うドメインは下記のものに限る。

- (1)ドメイン取得代行サービスで取得し、システムズデザインワークスのレンタルサーバーサービスを利用するドメイン。
- (2)ドメイン取得代行サービスで取得し、システムズデザインワークスのDNS レンタルサーバーサービスを利用するドメイン。
- (3)ドメイン取得代行サービス以外で取得したもののうち、別表に挙げる種類のものであって、システムズデザインワークスのレンタルサーバーサービスを利用するドメイン。(ただし、.name ドメインは除く)
- (4)ドメイン取得代行サービス以外で取得したもののうち、別表に挙げる種類のものであって、システムズデザインワークスのDNS サーバーレンタルサービスを利用するドメイン。(ただし、.name ドメインは除く)

3.ドメイン管理代行サービスの開始日は下記の通りとする。

- (1)当該ドメインがドメイン取得代行サービスで取得された場合は、ドメインの登録機関のデータベースに登録されているドメイン取得日。
- (2)当該ドメインが他社で取得されシステムズデザインワークスに移管された場合は、当該ドメインの移管完了日。
- (3)ドメイン管理代行サービスの対象となっている当該ドメインが第三者に譲渡された場合は、当該ドメインの譲渡完了日。

第7条 第三者に対する使用許可およびドメイン管理について

登録者は、代行者に対して当該ドメインの使用を許可またはドメイン管理に関する手続を委託した場合においても、当該登録者がドメインの登録者であり本約款等に基づく一切の責任を負うことに同意するものとする。なお、代行者は登録者との関係に変更が生じた場合、または、登録者は代行者との関係に変更が生じた場合には、その旨をシステムズデザインワークスに遅滞無く申し出るものとする。

第8条 利用契約の成立について

1.利用契約は、本約款に同意して所定の手続きで申し込みを行った利用者により本サービスの対価である利用料（以下「利用料金」という）が支払われたことをシステムズデザインワークスが確認した時点をもって成立する。

2.システムズデザインワークスは利用契約の成立後、本サービスの提供開始の準備を行う。

第9条 個人情報の利用について

1.システムズデザインワークスは利用者の個人情報を以下の用途で使用することができる。

- (1)ドメイン登録およびSSL 証明書発行等、発行団体への申請
- (2)利用者がシステムズデザインワークスに委託した作業についての連絡
- (3)必要書類の送付
- (4)システムズデザインワークスからのお知らせメール(障害時含む)、メールマガジンの配信
- (5)利用者への請求書作成・発送委託のための代行業者への情報提供
- (6)賞品の発送
- (7)システムズデザインワークスおよび関連会社が提供する製品・サービスについての通知
- (8)利用者の意見調査目的でのアンケート・お知らせメール・メールマガジンの配信

2.ドメインを取得する際にドメイン名義情報としてシステムズデザインワークスに届け出た情報は、各ドメイン登録機関の登録者情報として公開情報となる事を利用者は承諾するものとする。

第10条 利用契約の有効期間について

利用契約の有効期間は、第8条に規定される利用契約成立日から、本サービスの対象となる当該ドメインの維持期限の日付までとする。

第11条 利用契約の終了について

1.利用契約は以下の事実が生じた場合、終了する。

- (1)第12条の規定に従い、システムズデザインワークスもしくは利用者が契約の解約を行った場合。
- (2)第13条の規定に従い、利用者がドメインの利用停止を申し出た場合。
- (3)第16条の規定に従い、利用者がドメインの登録更新を行わなかった場合。
- (4)利用者がドメインの譲渡を行った場合。
- (5)当該ドメインを用いてサーバーを運用するにあたり、システムズデザインワークスのレンタルサーバー、DNSサーバーのいずれも利用せず、かつ、システムズデザインワークス以外のサーバー・DNSサーバーのいずれかを利用することになった場合。
- (6)第26条の規定に従い、本サービスの提供が終了・または中止された場合。
- (7)システムズデザインワークスと各ドメイン登録機関契約の少なくとも一つが終了する場合。
- (8)本サービスが法令、各ドメイン登録機関契約、各ドメイン登録機関のポリシー等、またはインターネット上の慣習もしくはインターネット事業者やユーザの自主的な規制に抵触し、本約款の変更によっても合理的期間内にかかる抵触を解消できないことが明らかとなった場合。

2.利用契約が有効期間満了前に終了する場合であっても、既に支払われた27条に規定の利用料金は返金されない。

第12条 利用契約の解約について

1.利用契約の有効期間中であっても、利用者またはシステムズデザインワークスは、システムズデザインワークスが用意した所定の用紙に基づき1ヶ月間の予告期間を置いた事前の解約の申し入れを相手方に対し行うことにより、利用契約を終了することができる。

2.本条項における解約通知日は下記の通りとする。

- (1)利用者から解約を申し出る場合は、システムズデザインワークスが定めた所定の用紙に解約する旨が記載された書面をシステムズデザインワークスが受領した日。
- (2)システムズデザインワークスから解約を申し出る場合は、システムズデザインワークスが定めた所定の用紙に解約する旨が記載された書面を登録者へ送付した日。

第13条 ドメインの利用停止について

登録者がドメインの利用停止を希望する場合にはシステムズデザインワークスの定める方法でドメイン利用停止を申し出ることができる。

第14条 通知原本の保存義務について

- 1.登録者は、システムズデザインワークスの定める方法でシステムズデザインワークスから何らかの通知を受けた場合には、その通知の原本を保存する義務を負う。
- 2.電子メールでの通知の場合、プリントアウトしたものを原本とみなす。
- 3.登録者は、その通知の原本を示さなければ、その通知を受けた内容をシステムズデザインワークスに対して主張できないものとする。

第15条 登録者情報の更新および利用について

- 1.システムズデザインワークスは、登録者に対し、登録手続の一部として一定の情報（電子メールアドレスを含む）およびこれらの更新された情報（以下「登録者情報」という）の提供を要求することがあるものとする。登録者は誤った登録者情報や不正確な登録者情報、またはあいまいな登録者情報を提供せず、登録者情報の更新を遅滞なく行う義務を負う。
- 2.利用者は、第37条で定める法令等に従って登録者情報が公的に利用されることに同意するものとする。
- 3.利用者は、修正、更新その他の必要がある場合、システムズデザインワークスが定める手続きに従って登録者の提供した登録者情報の確認を求めることができる。
- 4.システムズデザインワークスは、利用者に対し登録者情報を確認する必要があるものとする。その確認内容につき利用者が15日以内にシステムズデザインワークスに対し回答しない場合、システムズデザインワークスは当該登録者の登録されたドメインの利用停止の措置を行うことがあるものとする。
- 5.システムズデザインワークスは、登録者情報を管理するため、または、虚偽の登録者情報の提供、不正な登録者情報へのアクセスその他の理由により登録者情報が不当に開示、改変もしくは破壊されることを防止するため、システムズデザインワークスが必要と判断する措置を取ることがあるものとする。
- 6.システムズデザインワークスは、システムズデザインワークスが定める内容および方法により、登録者に対し登録者情報に関する通知を行うことがあり、登録者はかかる通知がなされることにつき同意するものとする。
- 7.登録者情報に登録者以外の管理者等の第三者の情報が含まれる場合、システムズデザインワークスは、利用者に対し、システムズデザインワークスが定める方法に従い、当該第三者の情報を求めることができるものとする。

第16条 ドメイン登録更新の手続について

利用者は、システムズデザインワークスが定めた方法に従って登録更新手続きを行うものとし、かかる登録更新手続き（登録更新料の支払を含む）がなされない限り、システムズデザインワークスは各ドメイン登録機関において登録者のドメイン登録を更新しない。

第17条 ドメインの登録記載事項の変更について

- 1.登録者はドメインの登録記載事項（Whoisで表示される情報）を変更する場合、システムズデザインワークスに対して必要事項につき届け出なくてはならない。

2.前項の場合、利用者はシステムズデザインワークスが定めるところに従って登録記載事項の変更手続きを行うものとし、かかる登録記載事項の変更手続きがなされない限り、システムズデザインワークスは各ドメイン登録機関における登録を変更しない。

第18条 ドメインの譲渡について

本サービスを利用してドメインを取得した登録者が第三者へ当該ドメインを譲渡した場合、登録者とシステムズデザインワークスの間の利用契約は終了し、譲り受けた第三者とシステムズデザインワークスの間で利用契約が開始される。

第19条 ドメイン等に関わる紛争処理方針について

利用者は、本サービスの利用に際して第三者との間において生じた名誉毀損、プライバシーの侵害、商標権等の他人の権利の侵害、ドメインを使用する権利の有無についての争いその他一切の紛争について、各ドメイン登録機関の定めた紛争処理方針に従い処理することに同意する。

第20条 本約款および法令等に対する利用者の違反行為について

1.利用者が本約款および各ドメイン登録機関の紛争処理方針を含む法令等に違反していることをシステムズデザインワークスが発見し、15日以内に当該違反を是正することを求める通知をしたにもかかわらず、その期間内に必要な措置が取られない場合、システムズデザインワークスは登録者のドメイン登録を停止できるものとする。

2.システムズデザインワークスは、裁判所、行政機関またはこれに準じる公的機関から、本サービスを通じて登録されまたは登録が申請されたドメインに関し、当該登録の拒否もしくは削除または利用停止等を求める判決、決定、命令、指導その他の措置を受けた場合、ただちに、ドメイン登録の拒否もしくは削除または利用停止等の措置を行うことができるものとする。

第21条 補償について

1.システムズデザインワークスおよび各ドメイン登録機関が、本サービスに関連して何らかの損失・損害を被りまたは費用（当該ドメインの登録者によるドメインの使用に関して第三者から何らかの請求もしくは訴訟が提起された場合において、その防御のために依頼した弁護士に対する報酬や費用のうち合理的な額を含む）を負担した場合、利用者はこれらの損失・損害または費用を全額補償し、また、システムズデザインワークス及び各ドメイン登録機関に責任を負わせないように最善の努力をしなければならない。

2.前項の補償は、各ドメイン登録機関の定めた紛争処理方針に基づいて要求される賠償・補償とは別になされるものとする。

第22条 秘密の保持

1.システムズデザインワークスは、利用契約の履行に際し知り得た利用者の業務上の秘密（通信の秘密を含む）を第三者に漏らしてはならない。

2.システムズデザインワークスおよび利用者は、利用契約の有効期間中か終了後であるかを問わず、あらかじめ相手方の書面による承諾を得ない限り、利用契約の履行に際して知り得た相手方の営業上、技術上、業務上その他の情報を第三者に開示し、または利用契約の履行の目的以外に使用してはならない。ただし、次

の各号に掲げるものはこのかぎりではない。

- (1)公知のもの。
- (2)相手方から開示を受けた際、すでに自ら所有していたもの。
- (3)正当な権利を有する第三者から適法に入手したもの。
- (4)第 15 条で定めるところによるもの。

第 23 条 地位の承継について

利用者である法人の合併により利用者たる地位が継承された場合は、当該地位を承継した法人は、システムズデザインワークスに対し、速やかにその旨を申し出なければならない。

第 24 条 免責について

1.システムズデザインワークスの過失の有無を問わず、システムズデザインワークスは利用者に対して次の各号に掲げる事実につき責任を負わない。

- (1)各ドメイン登録機関の定める登録料金、登録システム、登録規則、その他の事項の変更により生じる登録手続きの遅延、登録の拒絶、その他一切の不利益。
- (2)利用者が第 17 条の登録記載事項の変更手続きを怠り、その結果として各ドメイン登録機関によりドメイン登録を抹消されて生じる損失、損害。
- (3)ドメインの命名に関して生じた問題。
- (4)登録者が代行者を通じて本サービスを利用した場合であって登録者と第三者との関係に変更が生じたことの申出を怠ったことにより生じた何らかの問題。
- (5)ドメインの登録手続および使用に際して生じる損失、損害。
- (6)その他、利用者がシステムズデザインワークスの定めた手続に従わなかったことにより引き起こされる損失、損害。

第 25 条 責任の制限について

システムズデザインワークスが利用者に対し何らかの責任を負い賠償を行う場合、その賠償額は過去 3 年間に利用者がドメインの登録およびその維持のためにシステムズデザインワークスに支払った合計金額を超えない限度とする。

第 26 条 本サービスの中止について

システムズデザインワークスは、登録者に対し事前通知をした上で本サービスを中止することができるものとする。

第 27 条 利用料金について

- 1.利用者は、本サービスの対価として、システムズデザインワークスが別途定めるドメイン申請費、ドメイン維持費、ドメイン取得代行費、その他ドメインの維持管理にあたり必要となる費用（以下これらを一括して「利用料金」という）を支払う。
- 2.システムズデザインワークスは、第 1 項に規定される利用料金について、利用者に対する事前通知を行うことなく変更することができる。

第 28 条 利用料金の支払いについて

利用者は、システムズデザインワークスが発行する請求書に記載した期日までに、利用料金および消費税の全部をシステムズデザインワークスが別途定めた方法により支払う。その際の履行費用は利用者が負担する。

第 29 条 割増金について

利用者が本サービスの利用料金を不当に免れた場合には、利用者は不当に免れた額に加え、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とする）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払わなければならない。

第 30 条 費用の返金について

利用者の過剰入金等により、システムズデザインワークスから利用者に対してサービス利用費用の返金の必要が生じた場合、利用者はシステムズデザインワークスに対し利用者の銀行口座等の情報（以下「支払い先の情報」という）を速やかに提供する。また、利用者は次の各号の内容を予め承諾する。

(1)利用者がシステムズデザインワークスに対して支払い先の情報を提供しない、利用者の連絡先を変更したにもかかわらずシステムズデザインワークスにその旨を伝えていない等の事由により、システムズデザインワークスが利用者に対してサービス利用費用を返金できない場合、システムズデザインワークスは利用者に対して一切責任を負わない。

(2)システムズデザインワークスが利用者に対して費用を返金できない状態が入金日より 1 年間続いた場合、利用者はサービス利用費用の返金を受ける権利を放棄したとみなす。それ以降利用者がシステムズデザインワークスに当該費用の返金を請求したとしてもシステムズデザインワークスは返金する義務を負わない。

(3)返金の際の振込手数料については利用者の負担とする。

第 31 条 本サービスに付随するサービス全般について

1.「付随サービス」とは、本サービスに付随するサービスで、各ドメイン登録時または各ドメイン登録後に、ドメイン登録機関またはシステムズデザインワークスより登録者に対して提供される機能サービスをいう。

2.システムズデザインワークスは、利用者に代わってドメイン登録機関に対し付随サービスの申込を行い、付随サービスの利用を行うために必要な手続等を行った登録者に対して該当する付随サービスを提供する。

第 32 条 付随サービス全般に関するシステムズデザインワークスの責任について

天災等不可抗力または各ドメイン登録機関の責に帰すべき事由により各ドメインの登録機関の機能に非常事態が生じ、付随サービスを利用する登録者に損失、損害が発生した場合、システムズデザインワークスは付随サービスを利用する登録者に対していかなる責任も負わない。

第 33 条 付随サービス全般の提供条件について

1.付随サービスを利用する登録者は、第 16 条の規定に従ってドメイン登録を更新しない場合、付随サービスも併せてドメイン登録機関により停止される。

2.前項の場合において、付随サービスを利用する登録者に対してシステムズデザインワークスはいかなる責任も負わない。

第 34 条「URL・転送サービス」の利用に関する制約

付随サービスのうち「URL・転送サービス」を利用する登録者は、当該サービスの利用に際し、以下の制限に従うものとする。

(1)「URL・転送サービス」はドメイン取得代行サービスで取得された gTLD ドメインであって、サーバーを割り当てないドメインにのみ提供される。

(2)転送内容の制限：「URL・転送サービス」を利用する登録者は当該サービスを利用して以下の内容情報を提供するホームページに URL 転送を行ってはならない。違反した場合、システムズデザインワークスは「URL・転送サービス」を予告無く停止することができる。

[1]日本国政府・地方自治体が推奨しないポルノや暴行などに関する内容。

[2]第三者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する内容。

[3]インターネット上の国際社会において他人の権利を無視したインターネット上の国際マナーや道徳に反する内容。

[4]第三者の著作権、商標権等の知的財産権等の財産的権利 やプライバシー権や肖像権等の人格的権利を侵害するおそれのある内容、または侵害する内容。

[5]日本国政府または地方自治体が定めた法律、条例、その他国内外のすべての諸法令、諸規則に違反するような内容。

[6]公序良俗に違反する、または第三者に不利益を与える内容。

第 35 条 本約款の変更について

1.システムズデザインワークスは、法律、政令等の制定、変更、廃止その他の理由により、本約款を合理的な範囲内において変更することができる。この場合、システムズデザインワークスは、システムズデザインワークスの定める方法により利用者に変更内容を通知するものとする。

2.利用者は、前項の通知を受けた後は、変更後の規約についても従うものとする。

第 36 条 本約款の優位性について

本約款は利用契約締結前の一切の口頭における約束やシステムズデザインワークスによる他の文書に優位する。

第 37 条 本約款と法令等の関係について

本約款に適用される法令、システムズデザインワークスと各ドメイン登録機関との契約（以下「各ドメイン登録機関契約」という）、および、各ドメイン登録機関が随時採用するドメインに関するポリシー、指示、指針、その他の取り決め（以下「法令等」という）は本約款に優先する効力を有するものとし、法令等と本約款に矛盾が存在する場合は当然に法令等が優先して適用される。

第 38 条 裁判管轄について

利用契約につき紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第 39 条 準拠法について

本約款は日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

第 40 条 協議事項について

本約款に定めのない事項または本約款の各条項につき疑義が生じた場合には、システムズデザインワークスと利用者は誠意をもって協議の上解決するものとする。

付則

この契約約款は2008年4月1日から実施される。

2008年4月1日 制定

別表

ドメイン管理代行サービス

下表に定めたドメインについてはドメイン管理を代行するものとする。

gTLD ドメイン

.com .net .org .biz .info

JP ドメイン

.jp .co.jp .or.jp .ac.jp
.ed.jp .go.jp .ne.jp .gr.jp